

令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、外国人介護人材を確保するため、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う県内の事業所等が、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（令和8年2月24日社援発 0224 第4号厚生労働省社会・援護局長通知別紙）の別添 28-3-1 「外国人介護人材獲得強化事業（令和7年度補正予算分）実施要領」に基づいて実施する海外現地での人材確保に資する取組（以下「青森県外国人介護人材獲得強化事業」という。）に要する経費について、令和8年度（令和7年度からの繰越分）予算の範囲内において、当該事務所等に対し、青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱（令和8年2月24日厚生労働省発社援 0224 第4号厚生労働事務次官通知別紙）及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業所及び補助対象者）

第2 補助金の対象となる事業所等（以下「補助対象事業所」という。）は、青森県内に所在する外国人介護人材を受け入れる介護保険法（平成9年法律第123号）上の指定を受けた施設・事業所及び介護福祉士養成施設（受入予定のものを含む。）とし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業所等を運営する者とする。

（補助対象経費、補助基準額及び補助金の額）

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第4 規則第3条第1項の申請書は、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金所要額調書（別紙1）

（2）令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金事業計画書（別紙2）

（3）行程表及び見積書等の写し

（4）当該事業に関する収支予算（見込）書抄本

（5）振込先の通帳の写し（「口座番号」・「口座名義人」・「支店名」がわかる部分）

（6）その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合において、あらかじめ青森県外国人介護人材獲得強化事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない軽微な変更の場合は、事業変更承認申請書の提出は要しない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、青森県外国人介護人材獲得強化事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに青森県外国人介護人材獲得強化事業遅延等報告書（第4号様式）を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、全国に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 補助事業者が（1）から（5）までに付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

2 前項の申請の取下げは、青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付申請取下書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金請求書（第7号様式）を提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年2月15日のいずれか早い期日までに、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業完了（廃止）実績報告書（第8号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 精算書（別紙1）
- (2) 令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 実績報告書（別紙2）
- (3) 領収書又は支払が確認できる書類等の写し
- (4) 実施内容がわかる書類（行程表、実施報告書、調査結果、説明会や訪問先の資料、写真等）
- (5) 当該事業に関する収支決算（見込）書抄本
- (6) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

補助対象経費	補助基準額	補助金の額
補助対象事業所が外国人介護人材獲得に資する以下の取組（ただし、（2）又は（3）の海外現地での取組は必須とする。）を実施する際に必要な経費（給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料（ただし、外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料を除く。））、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）） （1）送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うために実施する送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等。 （2）海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的に実施する海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等及び必要となる宣材ツールの作成等。 （3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 更なる外国人介護人材の確保を促進するために実施する海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動。また、前述の取組を実施するための宣材ツールの作成等。 （4）その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組であって、県が必要と認める取組	一補助対象者当たり 500千円	総事業費から寄附金その他の収入を控除した額、補助対象経費の実支出額又は補助基準額のいずれか低い額以内の額とする。 ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

申請者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和8年度において実施する青森県外国人介護人材獲得強化事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

- (1) 令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 所要額調書（別紙1）
- (2) 令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 事業計画書（別紙2）
- (3) 行程表及び見積書等の写し
- (4) 当該事業に関する収支予算（見込）書抄本
- (5) 振込先の通帳の写し（「口座番号」・「口座名義人」・「支店名」がわかる部分）
- (6) その他知事が必要と認める書類

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 所要額調書

(法人名)

(事業所名)

種目	総事業費 A 円	寄附金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	補助対象経費 支出予定額 D 円	補助基準額 E 円	補助所要額 F 円	備考
青森県外国人介護人材獲得強化事業							

(注)

- 1 E 欄には、交付要綱別表に定める補助基準額を記入する。
- 2 F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も少ない額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一法人内で複数の介護事業所で事業を実施した場合は、事業所ごとに作成してください。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金
事業計画書

1. 事業所等の基本情報	
法人名	
事業所名	
事業所番号	
事業所所在地	
サービス種別	
2. 取組内容（実施予定の取組に○印。複数選択可。）	
(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組	
3. 取組内容の詳細	
(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 * 送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等の実施 調査国、調査先（学校、機関）、調査方法、調査時期、調査内容等を記入	
(2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 * 海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる 宣材ツールの作成等 訪問国、訪問時期、訪問先（学校、機関等）、実施内容等を記入 宣材ツールを作成した場合は、宣材ツールの内容、作成部数、活用内容等を記入	

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 * 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動。 前述の取組を実施するための宣材ツールの作成等。
訪問国、訪問時期、訪問先（学校、機関等）、実施内容等を記入 宣材ツールを作成した場合は、宣材ツールの内容、作成部数、活用内容等を記入
(4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
(1)～(3)以外で取組がある場合は、その内容を記入
4. 事業実施により見込まれる効果
5. 事業の開始及び完了予定日
事業の開始予定日
事業の完了予定日

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

青森県外国人介護人材獲得強化事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県外国人介護人材獲得強化事業について、事業の変更の承認を受けたいので、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 変更後交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - （1）令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 所要額調書（別紙1）
 - （2）令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 事業計画書（別紙2）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県外国人介護人材獲得強化事業について、中止（廃止）したいので、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止の期間（廃止の時期）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県外国人介護人材獲得強化事業について、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱第5第3号の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 指示を受ける理由
 - ・ 予定の期間内に完了しない
 - ・ 補助事業の遂行が困難
 - ・ その他（ ）
- 2 状況報告（遂行状況等）
- 3 指示を受ける内容（今後の対応）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

第 5 号様式（第 5 関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号で交付決定の通知を受けた青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱第 5 第 5 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 青森県補助金等の交付に関する規則第 1 3 条の規定による確定額による精算額
金 円

2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要県補助金返還相当額）
金 円

3 添付書類
・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等
・消費税及び地方消費税の確定申告書等の写し

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

第6号様式（第6関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け青高保第 号で交付決定の通知を受けた青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金の交付申請について、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱第6第2項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 取下げの理由

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

第7号様式（第8関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の確定の通知を受けた青森県外国人
介護人材獲得強化事業費補助金について、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外
国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

口座名義

カナ名義

金融機関名及び支店名

口座種目

口座番号

（注）交付申請事に添付した通帳の写しと振込先が異なる場合は、通帳（上記内容がわ
かる部分）の写しを添付すること。

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

第8号様式（第9関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県外国人介護人材獲得強化事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1）令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 精算書（別紙1）
 - （2）令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 実績報告書（別紙2）
 - （3）領収書又は支払が確認できる書類等の写し
 - （4）実施内容がわかる書類（行程表、実施報告書、調査結果、説明会や訪問先の資料、写真等）
 - （5）当該事業に関する収支決算（見込）書抄本
 - （6）その他知事が必要と認める書類

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 精算書

(法人名)

(事業所名)

種目	総事業費 A 円	寄附金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	補助対象経費 実支出額 D 円	補助基準額 E 円	補助 所要額 F 円	交付決定額 G 円	補助 精算 金額 H 円	備考
青森県外国人介護人材獲得強化事業									

(注)

- 1 E 欄には、交付要綱別表に定める補助基準額を記入する。
- 2 F 欄には、C 欄、D 欄及びE 欄を比較して最も少ない額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一法人内で複数の介護事業所で事業を実施した場合は、事業所ごとに作成してください。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金
実績報告書

1. 事業所等の基本情報	
法人名	
事業所名	
事業所番号	
事業所所在地	
サービス種別	
2. 取組内容（実施した取組に○印。）	
(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組	
3. 取組内容の詳細	
(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 * 送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等の実施 * 観光に係る経費は対象外です。	
調査国、調査先（学校、機関）、調査方法、調査時期、調査内容等を記入	
(2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 * 海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる 宣材ツールの作成等	
訪問国、訪問時期、訪問先（学校、機関等）、実施内容等を記入	
宣材ツールを作成した場合は、宣材ツールの内容、作成部数、活用内容等を記入	

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 * 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動。 前述の取組を実施するための宣材ツールの作成等。
訪問国、訪問時期、訪問先（学校、機関等）、実施内容等を記入 宣材ツールを作成した場合は、宣材ツールの内容、作成部数、活用内容等を記入
(4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
(1) ～ (3) 以外で取組がある場合は、その内容を記入
4. 事業実施による効果・採用実績等

